



令和7年11月20日

教職員用業務端末等の所在不明について

1 概要

葛飾区立小学校1校、中学校3校において、教職員用業務端末及び学習者用タブレット端末（予備機）が所在不明となっていることが判明した。

2 経緯

令和7年7月31日、区立水元小学校において、校舎改築に伴う引越し作業を行っていたところ、複数の教職員が共用で利用していた教職員用業務端末1台が所在不明となっていることが発覚し、その後、当該校と区教育委員会で捜索や関係者への聞き取りを行ったが、現在まで発見されていない。

また、同様の事案がないか全校を対象に調査を行ったところ、下記「3 対象校及び所在不明の端末」に示している中学校3校においても、学習者用タブレット端末（予備機）が所在不明となっていることが発覚し、現在当該校と区教育委員会で捜索を行っている。

3 対象校及び所在不明の端末

計：4校 4台

学校名	端末種別	台数
水元小学校	教職員用業務端末（ノート型パソコン）	1台
本田中学校	学習者用タブレット端末（予備機）	1台
奥戸中学校	学習者用タブレット端末（予備機）	1台
大道中学校	学習者用タブレット端末（予備機）	1台

4 個人情報の漏えいの可能性

(1) 教職員用業務端末（ノート型パソコン）

日頃から、端末のデスクトップ等のローカル環境にはデータを保存しないルールとしており、対象端末を最後に使用した教職員にヒアリングしたところ、ローカル環境には個人情報等のデータは無かったとの報告を受けており、最後に使用した教職員以降、対象端末を使用した形跡（ログインの履歴）は無かった。

また、対象端末は不正にシステムに侵入されないよう、ネットワークからの遮断を行っている。

(2) 学習者用タブレット端末（予備機）

本端末は学習用端末であり、児童・生徒の成績や出欠席状況等の情報は取り扱わないため保存はされていないが、児童・生徒が作成した作品等のデータが対象端末上に保存されていたかについては不明である。

なお、対象端末は不正にシステムに侵入されないよう、ネットワークからの遮断を行っている。

5 今後の対応

各学校が警察に相談しており、引き続き校内の搜索を続ける。

6 再発防止策

(1) 各学校の対策

端末の利用状況等を台帳で管理することや最終退校する職員は端末保管場所の施錠確認をしてから帰宅すること、また、定期的に端末台数を確認すること等、管理体制及びルールの徹底を図る。

(2) 教育委員会の対策

全学校に対し、本事案及び端末の管理ルールを示すとともに、定期的に端末台数を確認させ、その結果を教育委員会へ報告させる。

7 問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育推進担当課